

実務者企画委員会規程

2021年5月21日 地域安全学会理事会承認

(総 則)

第1条 この規程は、地域安全学会実務者企画委員会（以下、「実務者企画委員会」という）の運営等について定めるものである。

(実務者企画委員会の目的)

第2条 実務者企画委員会は、実務に役立つ実践的な知見を得ることを目的とした研究会及び関係者間の交流を促進しネットワークを構築するためのイベント等を企画、実施することを目的とする。

(組織および構成)

第3条 実務者企画委員会は、下記の委員で構成する。

実務者企画委員長	1名
実務者企画副委員長	1名～2名
実務者企画幹事	1名～2名
実務者企画委員	20名程度

第4条 実務者企画委員長については、実務者企画委員の自薦・他薦により候補者を1名選出し、地域安全学会理事会（以下、「理事会」という）の承認を受ける。

2. 実務者企画副委員長については、実務者企画委員長の指名により選出し、理事会の承認を受ける。
3. 実務者企画委員については、実務者企画委員長の指名により選出し、理事会の承認を受ける。

(所掌事務)

第5条 実務者企画委員会の所掌事務は、以下の通りである。

- (1) 実務に役立つ研究会の企画・開催
- (2) 実務者と研究者とのネットワーク促進に関わる各種イベント、取り組みの検討
- (3) 関係団体との交流および協力のあり方の検討
- (4) その他必要な事項

(小委員会の設置)

第6条 実務者企画委員会に、小委員会を設置することができる。

(経費)

第7条 実務者企画委員会の運営に関して必要となる経費は、本会経常予算により措置する。

2. 経費として支出可能な費目は、会議開催のための会議費、委員会旅費、印刷費、郵送料、通信費、消耗品費、作業補助に対する謝金、その他、実務者企画委員長が認め

たものとする。

付 則

- 1 この規程に明記されていない事項については、実務者企画委員長が同委員会ならびに理事会和協議のうえ定める。
- 2 この規程は、2021年5月21日より施行する。